

(様式1)

教 こ 第 100 号

平 成 31 年 4 月 15 日

文部科学大臣 殿

設置者名

糸魚川市長 米田 徹 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

糸魚川市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成30年度～令和2年度（3年間）

(担当)

糸魚川市教育委員会事務局こども課

住所：新潟県糸魚川市一の宮1-2-5

電話：025-552-1511

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

「糸魚川市公共施設等総合管理指針」及び「糸魚川市学校施設長寿命化計画」を指標とし、児童・生徒数の現状と将来推計を踏まえて、地域振興、財政計画との整合を図りつつ、これまでの改築(建て替え)中心の整備から、長寿命化に重点を移し、老朽施設の大規模改修及び予防保全の修繕を計画的に行う。

建築後20年以上経過し、施設の老朽化対策を行っていない中学校3校のうち、今計画内では能生中学校を優先的に校舎の大規模改修を行う。

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

能生中学校は、今後、障害のある生徒の入学が見込まれることから、今回の大規模改修時に校舎にエレベーターと多目的トイレを新設設置し、バリアフリー化を推進する。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		14 校
中学校		4 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		2 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		3 戸
学校給食施設	単独校調理場	13 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	14 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	平成30年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、事後評価を実施し、その所見等について次期施設整備計画に反映させる。 評価結果は、市ホームページで公表する。</p>
--

